

公益財団法人福島県文化振興財団評議員及び役員の報酬並びに  
費用弁償の基準に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人福島県文化振興財団(以下「財団」という。)定款(以下「定款」という)第14条及び第30条の規定に基づき、財団の評議員及び役員の報酬並びに費用弁償の基準に関する事項を定めることを目的とする。

(規則の変更又は廃止)

第2条 この規則を変更または廃止しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

(用語の定義)

第3条 この規則における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 評 議 員 定款第11条に基づき置かれるもの
- (2) 役 員 定款第24条に基づき置かれるもの
- (3) 常 勤 役 員 役員のうち常勤のもの
- (4) 非常勤役員 役員のうち常勤でないもの
- (5) 報 酬 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号以下「認定法」という。)第5条第13号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益で費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費 用 職務の遂行に伴い発生する旅費交通費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報 酬)

第4条 理事長、副理事長及び専務理事の報酬年額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長(常勤役員) 8,160千円
- (2) 副理事長(非常勤役員) 2,520千円
- (3) 専務理事(常勤役員) 6,480千円

2 前項による報酬年額を12で除した額を報酬月額とする。

3 評議員及び非常勤役員(副理事長を除く)の報酬額は、評議員会等への出席の都度、1日につき6千円とする。

(支給日)

第5条 前条第2項の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が、休日、土曜日又は日曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を報酬の支給日とする。

2 前条3項の支給日は、評議員会等の開催日、又はその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を報酬の支給日とする。

(費用弁償)

第6条 財団は、評議員及び役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、事由発生が確認できた日から遅滞なく支払うものとする。

2 常勤役員には通勤に要する費用として、旅費交通費を支給し、その計算方法及び支給方法は職員の通勤手当の例による。

(補 則)

第7条 この規則に定めるもののほか、報酬に関し必要な事項は、職員の例による。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。